

サービス付き高齢者向け住宅整備事業【既設改修事業】の概要

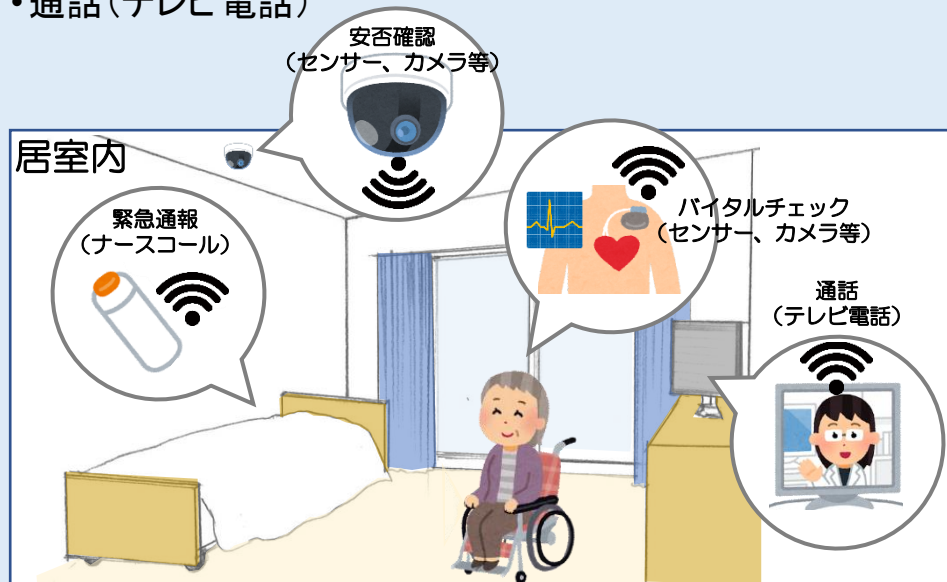
令和3年度から、既設（運営中）のサ高住を改修し、「IoT技術を用いた機器等」を導入して非接触でのサービス提供を可能とする場合の費用を、補助対象に追加しました（住宅部分に限る）。

補助対象となるものの基本的な考え方

- 設置に関して工事を伴うもの
- インターネットに接続（通信）して利用するもの
- 補助対象外項目（交付申請要領P19）に含まれないもの

想定される「非接触でのサービス」の例

- 安否確認（センサー、カメラ等）
- バイタルチェック（センサー、カメラ等）
- 緊急通報（ナースコール等）
- 通話（テレビ電話）



補助率および補助金の額の上限

- 補助率：1/3以内
- 上限：1戸当たり10万円

想定される補助対象費用・対象外費用の例

- : IoT機器の本体費用および機器設置費用
- : インターネット環境改善工事費用（配管配線工事）
- : IoTシステムに組み込まれる専用端末費用 等
- ✖ : パソコン本体費用、セットアップ費用
- ✖ : 複合端末費用
- ✖ : クラウド使用料 等

事務室・スタッフルーム等



※設置に関して工事を伴うものに限ります
(取付工事、配管配線工事等)

補助対象となる既設改修工事部分に係る解体・設備等、付随して必要となる工事（道連れ工事）費、および共通仮設費・諸経費等も補助対象となりえます。

例：壁のやり替え工事（解体＋再設置）